

## 鳥取県国民健康保険運営方針（案）の答申の取扱いについて

H29. 12. 21

医療指導課

## 1 運営方針策定の手順

都道府県国民健康保険運営方針策定要領（厚労省保険局長通知）による策定手順は、以下が基本とされている。

## (1) 運営方針の策定

- ① 市町村等との連携会議における関係者間の意見交換・意見調整
- ② ①を踏まえて作成した国保運営方針の案について、市町村への意見聴取を実施（法第82条の2第6項）  
《意見聴取：平成29年10月26日から11月7日まで実施》
- ③ 都道府県の国保運営協議会における審議と諮問・答申（法第11条第1項）  
《諮問：平成29年12月21日》
- ④ 都道府県知事による国保運営方針の決定（法第82条の2第1項）
- ⑤ 国保運営方針の公表（法第82条の2第7項）

## (2) 策定後の対応

- ⑥ 国保運営方針に基づく事務の実施状況の検証
- ⑦ 国保運営方針の見直し（見直しの手順は①から⑤までの策定の手順と同様）

## 2 諮問・答申について

○これまで、本協議会において、運営方針等の内容を検討いただけてきたところであるが、上記手順に従い、今回の運営協議会で以下について諮問し、審議いただき、別途、答申を受けることとする。

## [諮問内容]

鳥取県国民健康保険運営方針（納付金の算定方法含む）の策定に関すること

○本日の会議を踏まえて、答申案を事務局において作成し、各委員に郵送にて確認していただき、最終的には、会長一任とすることとさせていただきたい。

## 3 答申までのスケジュール

- ・平成29年12月21日 諮問・審議
- ・平成29年12月下旬 答申案作成・委員の確認
- ・平成30年1月上旬 答申



パブリックコメント意見への対応案について

平成 29 年 12 月 21 日

【パブリックコメントの実施状況】

- (1) 募集期間 平成 29 年 11 月 21 日～12 月 8 日 (18 日間)
- (2) 意見総数 延べ 57 件 (19 名、1 団体)

【応募のあった主な意見及び対応方針】

項目	件数	意見の内容	県の対応方針
方針全般	16	(1) 結果として保険料(税)が上がるのは最初の説明と違うのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9 月の試算段階において、納付金ベースでは県全体で減少している。市町村の納付金算定に当たっては、制度変更による影響を低減するよう、激変緩和措置を講じることとしている。</li> <li>・ なお、最終的には保険料は市町村が決定することとなる。</li> </ul>
		(2) 住民のメリットを明確にすべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保制度改革に伴う住民のメリットとして、高額療養費、事務の標準化などについて記載している。</li> </ul>
		(3) 保険者間における地域格差(一人当たり医療費、保険料(税))をなくすべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現実として、市町村間で医療費水準、収納率等が異なるなど様々な課題がある。市町村と引き続き協議していく。</li> </ul>
		(4) 国保制度の継続と加入者の負担増とならないよう一般財源からの補てんも含め検討すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保制度は医療保険であり、原則として保険料や国庫負担金等の法定された公費等で賄うことが必要で、決算補填のための法定外一般会計繰入は解消に努めることとしている。</li> <li>・ 国には、構造的な課題を踏まえ、国保制度を維持するために必要な財政支援を要望している。</li> </ul>
		(5) 国に対して必要な財政支援強化を求めるべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国には、構造的な課題を踏まえ、国保制度を維持するために必要な財政支援を要望している。</li> </ul>
		(6) 県民の意見を求めているが、方針案はホームページに掲載したのみであり、期間が短く十分な検討ができない。今後は十分な検討時間を確保すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村とも連携しながら、事前に制度変更などについて周知してきたが、今後とも広く情報提供していきたい。</li> <li>・ なお、パブリックコメントの実施期間として、18 日間は標準的であると考えている。</li> </ul>
		(7) 県と国の財政的な責任を明確にすべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>国の財政責任については、P1 の策定の目的に追記した。</u></li> <li>・ 県の財政運営の役割は、国保運営方針全般に記載している。</li> </ul>
		(8) 統一的運営のため、市町村の独自施策(減免規定、葬祭費、出産育児一時金等)をなくす方向が明示されているが、市町村の独自施策を尊重した上で統一すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村事務の効率化や被保険者の異動による混乱などの解消するために、市町村から合意を得ながら、国保事務の標準化を進めている。</li> </ul>
		(9) 県による市町村への助言について、市町村の自治権への過干渉とならないよ「独	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保運営方針の見直しを含め、国保運営については市町村との連携会議で協議するよう</li> </ul>

		自性を尊重した上で」との記述を追記すべき。	記載（P 1）しており、市町村への助言も市町村の実情を踏まえて行うこととしている。
		(10) 国民健康保険制度は社会保障の観点から欠如している。	・国民健康保険は医療保険制度ではあるが、構造的な課題を抱えていることを踏まえて運営していきたい。
		(11) 事業所得が 250 万円（40 歳夫婦、小学生 1 名）の場合、国保料と国民年金保険料を支払うと残額は生活保護基準より少ない額で生活せざるを得ないという実態を踏まえて議論すべき。	・低所得者に係る保険料については、減免措置が講じられているが、国保制度の構造的課題を認識して議論していく。
		(12) 人口減少社会にあつて、非正規雇用が 4 割、年収 200 万円以下が 1,000 万人という状況で、社会保障費が年々上がっていくようでは人口減少に歯止めがかからない。	・同上
		(13) 国民健康保険制度は社会保障制度であり、住民の福祉増進は自治体の責任であるという観点に立って、国民健康保険の運営を行うべき。	・国民健康保険は医療保険制度ではあるが、構造的な課題を抱えていることを踏まえて運営していきたい。
		(14) 一般会計の繰入、基金の取り崩し、積み上げなどは市町村の独自の考えがあるので、一律にしないようにすべき。	・保険制度であることから、国保財政運営のための決算補填のための法定外繰入の解消に努めるべきであり、市町村と協議しながら進めていきたい。 ・市町村における財政調整基金の活用 of 想定については明記済み。（P. 14）
		(15) 少子高齢化と正規雇用の減少など国民健康保険の比率増大する中、「適用者負担」を求める制度であれば、国庫の負担増及び県の新規援助が必要。	・国保制度は国が責任を持つべきであり、医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立に向けた対策について、その都度、国に要望している。 ・県は既に法定された負担を行っており、国保制度改革に伴う新たな負担は考えていない。
		(16) もっと詳しく教えてほしい。	・ホームページなどで引き続き周知していく。
医療費及び財政の見通し	10	(17) 本県の H22 年度医療費について異なる 2 つの数値が示されている。その他医療費や被保険者数の推計に疑問。（3 件）	・グラフの数値等の誤り。修正する。
		(18) 解消すべき赤字の定義のうち、「保険者の政策によるもの」を削除すべき。	・全国の統一ルールでの整理であり、削除は考えていない。
		(19) 市町村の赤字解消は住民の負担増に直結するため、市町村の裁量や独自性を認めるよう県の圧力を伴う助言は行わないこと。	・国保の運営については連携会議で市町村と協議（P 1）することとしており、市町村への助言も市町村の実情を踏まえて行うこととしている。
		(20) 財政安定化基金の交付要件について、災害などに限定せず、幅広く活用できるようにすべき。	・交付要件に「その他特別事情」を明記し、被保険者の生活への影響の程度を勘案して運用できるようにしている。
		(21) 保険料（税）が引き上げとならないよう、県も一般会計から法定外繰入を実施すべき。	・国保制度は国が最終的に責任を持つべきであり、県は既に法定された負担を行っており、国保制度改革に伴う新たな負担は考えていない。
		(22) 国保財政について、「原則として必要な支出を保険料（税）や国庫負担金でまかなう…」など社会保障や自治体の責	・国民健康保険は医療保険制度ではあるが、構造的な課題を抱えていることを踏まえて運営していきたい。

		務を放棄している。	
		(23) 市町村の法定外繰入は住民の負担軽減のために、解消・削減するのではなく、拡充していくべき。	・国保財政を安定的に運営するために、原則として支出を保険料と国庫負担金等の法定された公費で賄う必要があり、決算補填目的の一般会計繰入は段階的に解消・削減に努めることとし、市町村と協議しながら進めていきたい。
		(24) 一般会計の繰入を解消・削減に努めるとの記述は削除すべき。	・同上
納付金及び標準的な保険料(税)の算定方法	16	(25) 保険料(税)を引き下げるべき。	・医療費適正化の取組を通じて、医療費の抑制を図るとともに、被保険者への影響を考慮して、激変緩和措置を講じることとしている。 ・なお、保険料は最終的には市町村が決定することとなる。
		(26) 保険料(税)の引き上げには反対である。	・同上
		(27) 保険料(税)は少なくとも現行水準より高くないよう根本的施策を講じるべき。	・同上
		(28) 保険料(税)の統一は、市町村の合意のもと引上げにならないような統一にすべきであり、提供される医療サービスも同一にすべき。	・現実として、市町村間で医療費水準、収納率等が異なるなど様々な課題があり、市町村と引き続き協議していく。
		(29) 納付金の算定に医療費水準を反映させないよう見直すべき。	・同上
		(30) 「標準保険料」の試算を公表すべき。	・本算定の結果を公表する。
		(31) 国保のペナルティの補てん方法について、市町村のみが負担していたが、県としても負担すべき。	・国保のペナルティに関する県の負担のあり方については、調整中。
		(32) 国保のペナルティは県が全額負担すべき。	・同上
		(33) 国保のペナルティについて、県として減額された分を保険料に上乘せするものではないという認識を表明し、明記すべき。	・国保のペナルティに関する県の負担のあり方については、調整中。 ・なお、国の納付金ガイドラインでは市町村分のペナルティは納付金に含めることとされている。
		(34) 納付金の算定に出産育児一時金、葬祭費を対象するよう見直すべき。	・現在市町村の取扱いが異なっているため、市町村合意の下で、対象としないようにしたもの。
		(35) 保険料(税)のあり方について、応益：応能=0.78：1が国の基準となっているが、所得が低い地域では、応能分が高く、等しく負担する応益分が低い方が良いのではないか。	・所得が低い地域においては、基盤安定事業により、国の支援措置が手厚くするため、市町村との合意の下で、国基準を使用することとしている。
(36) 1割以上が滞納せざるを得ない保険料(税)は「適正な保険料(税)」とは言えない。	・滞納の理由は様々であり、低所得者については別途軽減措置が講じられるなど、市町村において被保険者の収入状況等に応じた保険料設定がされているものという認識。		
(37) 保険料(税)の算定について、応益割には子どもの数を反映しないようにすべき。	・子どもに係る均等割額の軽減については、別途知事会から国へ要望している。		

		(38) 納付金の算定に係る応益分の按分方法について、均等割：平等割＝70：30では子どものいる世帯の負担が重くなるので、子どもの均等割に対する補助制度を県として創設すべき。	・県として国保制度改革に伴う新たな補助・負担は考えていないが、子どもに係る均等割額の軽減については、別途知事会から国へ要望している。
		(39) 保険料算定の資産割は固定資産税との二重課税であり、多くの矛盾点がある不公平な制度なので廃止すべき。	・保険料算定における資産割の取扱いは、保険料を決定する市町村が判断することとなる。
		(40) 激変緩和措置について具体的な対象条件が分からないので明確に示すべき。	・国保運営方針において、1人当たりの保険料額が一定割合を超過する市町村に対して、普通調整交付金などの財源を活用して激変緩和措置を適用することを明記している。(P 27)
保険料(税)の徴収の適正実施	4	(41) 収納対策の強化を図るべき。収納率の向上のための取組を積極的に行い、収納率を100%に近づけること。	・保険料の適正徴収は国保の安定的な財政運営に不可欠であり、収納率目標を設定し、研修の充実、先進事例の横展開を図ることとしている。
		(42) 滞納に対して安易に資格証明書の発行や滞納処分を行わず、丁寧な相談活動を前提とする姿勢を明記すべき。	・市町村の役割として、引き続き、丁寧な窓口対応や相談対応に心掛けることを追記する。
		(43) 国保法第44条(一部負担金の減免等)を周知するとともに、困っている住民の相談体制を構築すべき。	・同上
		(44) 収納率の向上を自治体間で競争させるようなやり方は不適當である。	・保険料の適正徴収は国保の安定的な財政運営に不可欠であり、収納の適正な推進を図ることとする。
医療費適正化の取組	8	(45) 特定健診を受診しやすくするとともに、実施率の向上に取り組むべき。	・運営方針において、県民の健康意識を高める普及啓発や未受診者に対する受診勧奨などにより実施率の向上に取り組むこととしている。
		(46) 後発医薬品を普及促進する。	・運営方針において、各市町村の後発医薬品の使用割合を把握して差額通知の実施を働きかけるとともに、医師会や薬剤師会とも連携して使用促進に努めることとしている。
		(47) 重複受診を適正受診に移行するよう努めるべき。	・運営方針において、市町村の重複受診者への訪問指導等の充実に向けた取組を支援するとともに、先進的な事例の収集、情報提供を行うこととしている。
		(48) 重複投薬を訪問指導等により適正投薬を推進する。	・運営方針において、薬剤師会など関係団体と連携して「お薬手帳」の活用や「かかりつけ薬局・薬剤師」の普及啓発等により適正投薬を推進することとしている。
		(49) 症状の緊急性に応じた適正受診を推進する。	・運営方針において、様々な機会を利用して、症状の緊急性に応じた適正な受診となるよう理解を求める普及活動に努めるとともに、症状に応じた対処方法の助言や医療機関を案内するなどに取り組むこととしている。
		(50) たばこ対策を重点的な取組(禁煙・分煙対策の充実など)とする。	・運営方針において、市町村と連携しながら、喫煙による健康への影響について知識の普及と理解促進、禁煙希望者に対する支援体制の充実などに取り組むこととしている。

		(51) 生活習慣病に係る重症化予防に取り組むべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営方針において、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定するとともに、医師会等の関係団体と連携して市町村の取組に対する協力体制を構築することとしている。</li> </ul>
		(52) レセプトの患者名、病名、その受診動向は個人情報であるので保険者が閲覧・活用すべきでない。個人情報の管理には細心の注意が必要な旨を記述すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療報酬の適正な支払を確保するために、保険者が個人のレセプトを点検することは必要である。</li> <li>・個人情報については、<u>管理を徹底し、取扱を慎重に行うよう運営方針に追記する。</u></li> </ul>
市町村が担う事務の標準化の推進	5	(53) 保険証の留め置きなど保険証が未発行とならないように指導徹底すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証（短期証）が市町村に長く置かれることは好ましくないため、督促等により面談の上、手渡しするなど、相手に届くよう徹底する。</li> </ul>
		(54) 市町村が行う事務の効率化を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村事務の効率化や被保険者の異動による混乱などの解消するために、市町村と合意を得ながら、国保事務の効率化を進めることとしている。</li> </ul>
		(55) 支払い事務は、保険料の減免、一部負担金の減免、保険給付の差し止めなど、市町村が住民の生活実態を見ながら決めるべきなので、統一事項から外すこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同上</li> </ul>
		(56) 「保険料の減免取扱基準の統一」については、市町村の自治権の判断によるものであり、一方的に統一すべきでない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同上</li> </ul>
		(57) 医療費通知が個人宛でなく、世帯主に送られてきて個人のプライバシーが守れないので県が指導すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>医療費通知については、個人のプライバシーに配慮し、個人ごとに通知を発行することとしており、その旨運営方針に追記する。</u></li> </ul>
合計	57		





# 鳥取県国民健康保険運営方針の概要

## 1 基本的事項

### ①策定の目的

平成30年度以降、県と県内市町村が一体となり保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、各市町村が行う事業の広域化や効率化を推進。

### ②策定の根拠

国民健康保険法第82条の2

### ③対象期間

平成30年4月～平成33年3月（3カ年）

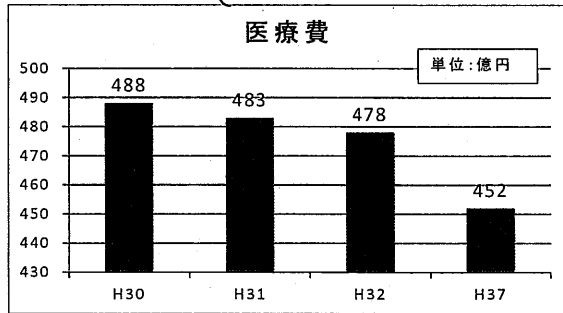
### ④公表

策定後は、市町村等へ通知、県HPへ掲載

## 2 国保の医療に要する費用及び財政の見通し

### ①医療費の推計

国保加入者の減少とともに、医療費が減少傾向となる見込み



### ②財政収支の改善

・県国保特別会計においては、市町村国保特別会計の事業運営の健全化、財政状況に留意しつつ、適正な納付金設定とバランスがとれた財政運営を行う必要。

### ③赤字解消・削減の取組・目標年次等

計画的に解消・削減すべき赤字の整理

- ・保険料負担緩和を図るため
  - ・任意給付に充てるため
  - ・過年度の累積赤字補填のため等
- ⇒決算補填のための法定外一般会計繰入については、繰入の考え方を整理しながら、解消・削減に段階的に努める。

### ④財政安定化基金の運用

**貸付**…給付増や収納不足により財源不足となった場合に市町村・県に貸付。

**交付**…災害、地域経済の変動等の特別な事情により収納額が低下した場合に市町村に交付。

### ⑤PDCAサイクルの確立

県・市町村国保事業の実施状況を定期的に、把握・分析、評価・検証を行う。

## 3 納付金及び標準的な保険料(税)の算定方法

### ①保険料水準のあり方

- ・納付金の算定に当たっては、国が示すガイドラインに基づき、医療費水準や所得水準を反映させた市町村ごとの納付金を決定する。
- ・将来的な保険料の統一化については、市町村の意見を伺い、その合意事項を国保運営協議会へ諮る。

※納付金とは

### ②納付金・標準保険料率の算定の考え方

納付金とは、

区分	内容
医療費水準(α)の設定	反映
所得水準(β)の設定	β=0.78で設定
納付金等の算定方法	資産割を除く3方式
標準的な収納率	直近3カ年の平均収納率
応益部分の按分方法	均等割：平等割=70:30

※α・βは、現実的には毎年告示で示す。

### ③激変緩和措置

制度改正による被保険者の負担の激変を避けるために、激変緩和措置を実施する。  
(適用期間：平成35年度まで)

## 4 保険料(税)の徴収の適正な実施

### ①収納率目標の設定

収納率の向上を図るため、次表の保険者規模別の収納率と市町村の直近3カ年の平均のいずれか高い率を毎年度の目標値とする。

年間平均一般被保険者数	収納率
5千人未満	0.95
5千人以上～3万人未満	0.93
3万人以上	0.91

※「広域化等支援方針」の収納率目標を準用

### ②収能率向上のための取組

- ・収納率向上に積極的な好事例を紹介。
- ・収納対策研修会の実施、充実。等

## 5 保険給付の適正な実施

- ①県による保険給付の点検、事後調整  
市町村の二次点検後に以下の観点での県の保険給付、事後調整の実施の検討
  - ・広域的な観点での保険給付の点検
  - ・大規模不正請求事案への対応
- ②療養費の支給の適正化の取組
  - <海外療養費>  
必要な情報提供
  - <レセプト点検の強化>  
市町村点検員への研修充実、県点検員の派遣指導等
  - <第三者求償の取組強化>  
求償事務研修会の開催、広報の充実、医療機関等の関係機関への働きかけ等

## 6 医療に要する費用の適正化の取組

- 【医療費適正化を推進する取組】
- 特定健康診査及び特定保健指導  
広報や普及啓発の充実、先進事例の紹介
  - 医療費通知の実施  
実施内容の県内統一と財政支援
  - 後発医薬品の普及促進  
後発医薬品に係る差額通知の実施の奨励、出前講座等を通じた正しい理解の促進
  - 重複受診や頻回受診に係る適正受診指導  
先進事例の紹介、財政支援
  - 重複投薬への訪問指導等の適正化の推進  
お薬手帳の普及啓発、「かかりつけ薬剤師・薬局」の推進 等

## 7 市町村が担う事務の効率化の推進

### 【事務の標準化】

市町村の国保事務について、市町村の事務処理の効率化・軽減につながるなどの効果を踏まえ、実施時期等の優先順位を勘案し、必要な事務の標準化等を推進。

### <主な検討項目>

- ・被保険者証の運用基準
- ・資格管理事務
- ・保険給付の支払事務
- ・出産育児一時金に係る給付基準、申請書類
- ・医療費通知の発行基準 等

## 8 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策との連携

### 【地域包括ケアの推進】

地域包括ケアの推進に向けた医療、介護、予防、住まい、生活支援の連携を推進。

- ・国保部局としての参画
- ・データを活用した保健事業の推進
- ・ケア会議等を通じた必要な情報共有の仕組みづくり等

## 9 国民健康保険の健全な運営

- ①市町村・国保連合会との連携
  - ・国保を安定的かつ円滑に運営するため、市町村との連携会議で引き続き検討。
  - ・県も国保連合会に加入し、一層の連携を図る。
- ②国保運営方針の見直し  
対象期間中でも必要と認められる場合、連携会議で検討、国保運営協議会での審議を経る。
- ③各種計画との整合性  
県医療計画、県健康増進計画、県介護支援計画等との整合性を図る。

## 参考

### 【国保運営協議会】

県に国保運営協議会を設置して、国保運営方針の内容について審議・答申。

- 委員  
被保険者、公益、保険医等、被用者保険の代表 計 11 名
- 設置  
平成 29 年 3 月設置  
(これまで 4 回協議会を開催)

### 【策定スケジュール(案)】

- |                   |   |
|-------------------|---|
| 平成 29 年 11 月 21 日 | パブリックコメント                               |
| ～12 月 8 日         |   |
| 12 月 18 日         | 連携会議で説明                                 |
| 12 月 19 日         | パブリックコメント実施結果を<br>県議会へ説明<br>(意見を踏まえて修正) |
| 12 月 21 日         | 国保運営協議会で諮問・審議                           |
| 1 月中旬             | 運営方針の決定、公表                              |

○国保制度改革により、県が国保の保険者となることに伴い、国保の運営に関して法令等に定めるもののほか、必要な事項を条例で定めるもの。

※法令等：国民健康保険法、国民健康保険施行令、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令

○国保条例は、以下の事項を定める一括条例とする。

- 1 鳥取県国民健康保険運営協議会
- 2 国民健康保険保険給付費等交付金の交付
- 3 国民健康保険事業費納付金
- 4 鳥取県国民健康保険財政安定化基金による交付事業

〈条例案の構成〉

- ・第1章 総則
- ・第2章 鳥取県国民健康保険運営協議会
- ・第3章 国民健康保険保険給付費等交付金の交付
- ・第4章 国民健康保険事業費納付金
- ・第5章 鳥取県国民健康保険財政安定化基金による交付事業
- ・第6章 雑則
- 附則

#### 【条例案のポイント】

##### (1) 鳥取県国民健康保険運営協議会について

○運営協議会：国保事業の運営に関する事項を審議する県の附属機関。

・委員定数は、条例で定めることとされている。

国保被保険者代表3人、保険医又は保険薬剤師代表3人、公益代表3人、被用者保険等保険者代表2名 計11名で構成

※現運営協議会は、制度改革の準備機関として告示により設置している。(H29.3～H30.2)

##### (2) 国民健康保険保険給付費等交付金の交付について

○保険給付費等交付金：市町村が保険給付に要する費用に対し県が交付するもの。

・国保保険給付費等交付金は、①普通交付金、②特別交付金とし、

① 普通交付金は、条例で定めるところにより療養給付費等の費用について市町村へ交付。

(→医療費や県内の市町村で共同負担する保健事業等に要する費用など)

② 特別交付金は、条例で定めるところにより市町村の特別事情等に応じて市町村へ交付。

(→市町村向け特別調整交付金や保険者努力支援制度による交付金など)

※「条例で定めるところにより」は要綱等での知事別定めとしている。

##### (3) 国民健康保険事業費納付金

○国保事業費納付金：県が保険給付費等交付金等の財源とするため、市町村から徴収する納付金(※市町村の納付金は被保険者の保険料等が財源となる。)

・国保事業費納付金の算定方法については、主に政令により定められるが、この算定に必要となる、医療費指数反映係数、所得係数等の指数については、条例で定めるところにより、具体的には毎年告示することとされている。

(4) 鳥取県国民健康保険財政安定化基金による交付事業

○財政安定化基金：市町村の保険料収納不足による財源不足や医療費の増に対応するため県に設置する基金。

- ・財政安定化基金の役割は、①貸付事業（財源不足、医療費増の場合）②交付事業（特別事情がある場合）とし、主に政令により定められることになるが、このうち、②交付事業については、条例で交付要件と拠出金の額を定めることとされている。

※現在の財政安定化基金は、H27年度からH29年度の間は積立てを行い、平成30年度当初は、約7億円程度となる見込み。

(5) その他

国保条例の新設に関連して、附則において、

- ・鳥取県特別会計条例の一部改正（所管課：財政課）
  - ・鳥取県基金条例の一部改正（所管課：財政課）
  - ・鳥取県附属機関条例の一部改正（所管課：業務効率推進課）
- の条例改正を行う。

◇鳥取県国民健康保険条例の新設について

1 条例の新設理由

国民健康保険制度の改正により、県が国民健康保険の保険者となることに伴い、国民健康保険の運営に関し必要な事項を定めるものである。

2 条例の概要

(1) 鳥取県国民健康保険運営協議会

国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、鳥取県国民健康保険運営協議会を置くとともに、当該協議会の委員の定数について定める。

(2) 国民健康保険保険給付費等交付金の交付

保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図るため、県から市町村に交付する国民健康保険保険給付費等交付金の交付について、必要な事項を定める。

(3) 国民健康保険事業費納付金

県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、県が年度ごとに市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金の算定方法について必要な事項を定める。

(4) 鳥取県国民健康保険財政安定化基金による交付事業

鳥取県国民健康保険財政安定化基金による交付事業について、交付の要件及び額等を定める。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とするイに関する事項を除き、平成30年4月1日とする。

イ この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができることとする。

ウ 退職者医療制度の適用を受ける退職被保険者について、国民健康保険事業費納付金の額の算定から除外するため、所要の読替えを行うこととする。

エ 鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例を廃止する。

オ 鳥取県特別会計条例、鳥取県基金条例及び鳥取県附属機関条例について、所要の規定の整備を行う。

# 鳥取県国民健康保険条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 鳥取県国民健康保険運営協議会（第3条―第5条）
- 第3章 国民健康保険保険給付費等交付金の交付（第6条）
- 第4章 国民健康保険事業費納付金
  - 第1節 総則（第7条・第8条）
  - 第2節 一般納付金基礎額（第9条―第14条）
  - 第3節 後期高齢者支援金等納付金基礎額（第15条―第18条）
  - 第4節 介護納付金納付金基礎額（第19条―第22条）
- 第5章 鳥取県国民健康保険財政安定化基金（第23条―第25条）
- 第6章 雑則（第26条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この条例は、県が行う国民健康保険に関し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。）及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この条例で使用使用する用語の意義は、法並びに施行令及び算定政令で使用使用する用語の例による。

### 第2章 鳥取県国民健康保険運営協議会

#### （設置）

第3条 法第11条第1項の規定に基づき、国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、鳥取県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

#### （委員の定数）

第4条 協議会の委員の定数は、次のとおりとする。

- （1）国民健康保険の被保険者を代表する委員 3人
- （2）保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- （3）公益を代表する委員 3人
- （4）被用者保険等保険者を代表する委員 2人

2 委員は、知事が任命する。

#### （運営に関する細則）

第5条 前2条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第3章 国民健康保険保険給付費等交付金の交付

第6条 知事は、国民健康保険保険給付費等交付金について、算定政令第6条第2項に掲げる費用に応じて普通交付金を、同条第6項各号に掲げる額の合算額に応じて特別交付金を、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付する。

2 特別交付金の額の算定に用いる算定政令第6条第6項第3号に掲げる額は、法第72条の2第1項の規定により毎年度県が繰り入れる額のうち、知事が別に定めるところにより市町村への交付に充てる額とする。

### 第4章 国民健康保険事業費納付金

#### 第1節 総則

#### （国民健康保険事業費納付金の徴収）

第7条 知事は、毎年度に各市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において当該市町村が納付すべき国民健康保険事業費納付金の額を算定し、当該市町村に対して通知する

ものとする。

2 前項に規定する国民健康保険事業費納付金の額は、算定政令その他の関係法令及びこの条例で定めるところにより算定するものとする。

(知事が定める数の告示)

第8条 知事は、次条第1項、第11条、第14条、第15条、第18条、第19条及び第22条の規定により数を定めるときは、当該数を告示するものとする。

#### 第2節 一般納付金基礎額

(医療費指数反映係数)

第9条 医療費指数反映係数は、各市町村に係る一般納付金基礎額に当該市町村に係る年齢調整後医療費指数の多寡が反映されるものとして、知事が定める数とする。

2 知事は、前項の数を定めるに当たっては、各市町村における保険料の急激な増加が抑制されるよう配慮しなければならない。

(年齢調整後医療費指数)

第10条 年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第9条第4項第1号に掲げる数とする。

(一般納付金所得係数)

第11条 一般納付金所得係数は、算定政令第9条第5項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するための配慮を要すると知事が認めるときは、この限りでない。

(一般納付金所得等割合)

第12条 一般納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第9条第6項第1号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者数等割合)

第13条 一般納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第9条第7項第2号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者均等割指数)

第14条 一般納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満までの範囲内において、施行令第29条の7第2項に規定する基準を考慮して知事が定める数とする。

#### 第3節 後期高齢者支援金等納付金基礎額

(後期高齢者支援金等納付金所得係数)

第15条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、算定政令第10条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するための配慮を要すると知事が認めるときは、この限りでない。

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第16条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第10条第4項第1号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合)

第17条 後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第10条第5項第2号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数)

第18条 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満までの範囲内において、施行令第29条の7第3項に規定する基準を考慮して知事が定める数とする。

#### 第4節 介護納付金納付金基礎額

(介護納付金納付金所得係数)

第19条 介護納付金納付金所得係数は、算定政令第11条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除し

て得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するための配慮を要すると知事が認めるときは、この限りでない。

(介護納付金納付金所得等割合)

第20条 介護納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第11条第4項第1号に掲げる数とする。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第21条 介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第11条第5項第2号に掲げる数とする。

(介護納付金納付金被保険者均等割指数)

第22条 介護納付金納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満までの範囲内において、施行令第29条の7第4項に規定する基準を考慮して知事が定める数とする。

## 第5章 鳥取県国民健康保険財政安定化基金

(交付金の交付の要件)

第23条 鳥取県国民健康保険財政安定化基金（鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第9号）第2条第6項の規定により設置された鳥取県国民健康保険財政安定化基金をいう。）による法第81条の2第1項第2号に掲げる事業に係る交付金は、市町村が次の各号のいずれかに該当すると認められるときに交付する。

- (1) 被保険者の多数が災害によって著しい被害を受けたこと。
- (2) 企業の倒産、主要な生産物の価格の著しい低下等によって地域経済に特別の事情が生じたこと。
- (3) その他被保険者の生活に影響を与える特別の事情が生じたこと。

(拠出金の額等)

第24条 各市町村が負担する財政安定化基金拠出金（以下「拠出金」という。）の額は、当該年度における第1号に掲げる額に第2号に掲げる数を乗じて得た額を基準として、知事が定める額とする。

- (1) 算定政令第22条第2項の規定により知事が定める額
- (2) 当該市町村の被保険者の数を県内の被保険者の数で除して得た数

2 知事は、前項の規定により各市町村の拠出金の額を算定した場合には、各市町村に対して拠出金の額及び納付の期限その他必要な事項を通知しなければならない。この場合において、前項の規定により算定した拠出金の徴収は、当該拠出金に係る交付を行った年度の翌々年において行うものとする。

(拠出金の納付期限の延長)

第25条 知事は、前条第2項の規定により拠出金の納付の期限の通知を受けた市町村が、災害その他特別の事情により拠出金に当てる財源の確保が著しく困難となった場合においては、当該市町村に係る拠出金の納付期限を延長することができる。

## 第6章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(退職被保険者等に係る経過措置)

3 退職被保険者等所属都道府県及び退職被保険者等所属市町村については、次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

第10条	算定政令第9条第4項第1号	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第4項第1号
第11条	算定政令第9条第5項第1号に掲げる額を	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられ



	同項第2号に掲げる額	た算定政令第9条第5項第1号に掲げる額を算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第2号に掲げる額
第12条	算定政令第9条第6項第1号	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第6項第1号
第15条	算定政令第10条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第1号に掲げる額を算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第2号に掲げる額
第16条	算定政令第10条第4項第1号	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第4項第1号

(鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の廃止)

- 4 鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例(平成17年鳥取県条例第66号)は、廃止する。ただし、この条例の施行の日前に交付決定された鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例第3条第1項の交付金については、なお従前の例による。

(鳥取県特別会計条例の一部改正)

- 5 鳥取県特別会計条例(平成19年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条、第3条関係)				別表(第2条、第3条関係)			
名称	設置目的	歳入	歳出	名称	設置目的	歳入	歳出
略				略			
11 鳥取県 就農支援資金貸付事業特別会計	就農支援資金の円滑な運営及びその経理の適正を図り、並びに農業改良資金貸付事業の償還金の適切な管理及びその経理の適正を図ること。	就農支援資金に係る元金収入、国からの借入金、一般会計からの繰入金及び附属諸収入	就農支援資金に係る貸付金、借入金、金の償還金その他の諸支出及び農業改良資金に係る借入金の償還金その他の諸支出	11 鳥取県 就農支援資金貸付事業特別会計	就農支援資金の円滑な運営及びその経理の適正を図り、並びに農業改良資金貸付事業の償還金の適切な管理及びその経理の適正を図ること。	就農支援資金に係る元金収入、国からの借入金、一般会計からの繰入金及び附属諸収入	就農支援資金に係る貸付金、借入金、金の償還金その他の諸支出及び農業改良資金に係る借入金の償還金その他の諸支出
12 鳥取県国民健康保険運営事業特別	鳥取県国民健康保険事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。	分担金及び負担金、国からの支出金、一般会計及び鳥取県国民健康保険財政安定化基金	国民健康保険運営事業費その他の諸支出	12 鳥取県国民健康保険運営事業特別	鳥取県国民健康保険事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。	分担金及び負担金、国からの支出金、一般会計及び鳥取県国民健康保険財政安定化基金	国民健康保険運営事業費その他の諸支出

会計	(鳥取県基金条例第2条第6項の規定により設置された鳥取県国民健康保険財政安定化基金をいう。)からの繰入金並びに附属諸収入				
----	--	--	--	--	--

(鳥取県基金条例の一部改正)

6 鳥取県基金条例(平成19年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
(設置) 第2条 略 2～5 略 6 <u>国民健康保険法第81条の2第1項の規定に基づき、別表第3の4の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</u>					(設置) 第2条 略 2～5 略 6 <u>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)附則第6条第1項の規定に基づき、別表第3の4の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</u>				
別表第3(第2条、第3条、第5条、第7条関係)					別表第3(第2条、第3条、第5条、第7条関係)				
名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
4	鳥取県国民健康保険の財政	鳥取県国民健康保険運営事業特別会計歳入歳出予算(鳥取県特別会計条例第2条の規定により設置される鳥取県国民健康保険運営事業特別会計に	鳥取県国民健康保険運営事業特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	4	鳥取県国民健康保険の財政	<u>一般会計歳入歳出予算に定める額</u>	<u>一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て</u>	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

政 安 定 化 基 金	安 定 化 を 図 る こ と 。	<u>係る歳入歳出</u>	積立て						
		予算をいう。 以下同じ。） に定める額							

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

7 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県医療費 適正化計画策 定評価委員会	高齢者の医療の確保に関する法律 第9条第1項の規定により定める 計画に関する事項	鳥取県医療費 適正化計画策 定評価委員会	高齢者の医療の確保に関する法律 <u>（昭和57年法律第80号）</u> 第9条第 1項の規定により定める計画に関 する事項
鳥取県国民健 康保険運営協 議会	鳥取県国民健康保険事業の運営に 関する事項		
略		略	

鳥取県国民健康保険条例をここに公布する。

平成 年 月 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第 号